

## Anita Chan ed., Labour in Vietnam

著者	藤倉 哲郎
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	アジア経済
巻	54
号	3
ページ	138-141
発行年	2013-09
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00006954">http://hdl.handle.net/2344/00006954</a>

Anita Chan ed.,

*Labour in Vietnam.*

Singapore: Institute of Southeast Asian Studies,  
2011, xv+346pp.

ふじ くら てつ ろう  
藤 倉 哲 郎

はじめに

周知のとおり、ドイモイによる経済改革が行われているベトナムでは、1990年代以降、年率7パーセント水準の経済成長が続いてきた。経済体制は中央統制型計画経済から市場経済へと転換され、外資・輸出企業により牽引される経済成長路線が追求されている。過去20年余の経済改革と経済成長のもとで、ベトナムの社会経済は様々な面で劇的に変化してきた。

雇用労働の分野は、1980年代末から実施された雇用制度改革と国有企業改革によって、ドラスティックな変化を受けている。まず、行政的に統制されていたドイモイ以前の雇用制度が雇用契約制へと転換され、労働力の商品化が促進された。さらに1990年代初頭に国有企業での過剰人員整理と並行しつつ民間雇用が解禁されたことにより、雇用労働者数は、民間雇用の増加に牽引されて、急速に拡大している。1996年に594万人（就業人口の17パーセント）であった雇用労働者数は、2010年現在、1670万人（同34パーセント）にまで拡大している [MoLISA 2006; GSO 2011]。

こうした変化とともに、労働問題も顕在化している。1990年代中頃から、外資企業をはじめとした民間企業の活動の活発化とともに、民間部門での低賃金、長時間労働、社会保険未加入、労働安全衛生、使用者によるハラスメント・暴力などが労働問題として現れてきた。とくに外資企業でのストライキは、2000年中頃以降急速に深刻化しており、労使関係をいかに秩序立てるかが、関係者の間で大きな関心事となっている。

*Labour in Vietnam*と題する本書は、こうした近年の労働問題の顕在化・深刻化を背景に、文字どおりベトナムの労働者に焦点をあてたものである。本書は、2008年11月にオーストラリア国立大学(ANU)で開かれたVietnam Update Conferenceでの成果をまとめたものである。同会議は、1990年からANU主催で年次会議として開催され、ベトナムの経済・政治・社会の状況を対象に、毎年特定のテーマに沿った報告が行われている。会議の結果は適宜刊行されており、本書はその最新版のひとつである。

I 本書の構成と各章の概要

本書の構成は以下のとおりである。

- 第1章 導入 (Anita Chan)
- 第2章 「階級意識の目覚め」——ベトナム労働連合1947-75—— (Edmund Wehrle)
- 第3章 国有企業労働者——「主人」なのか「商品」なのか—— (Michael Karadjis)
- 第4章 グローバル経済下の紅河デルタの一農村における労働の再分割 (Nguyen Phuong Le)
- 第5章 社会主義ベトナムにおける企業の社会的責任——実施、問題、独特な解決—— (Angie Ngoc Tran)
- 第6章 現代ベトナムにおける労働者の抗議 (Benedict J. Tria Kerkvliet)
- 第7章 ベトナムと中国における台湾系企業でのストライキ——労使関係様式の分岐—— (Anita Chan)
- 第8章 ベトナムにおける多国籍企業向上の統治体制と近年のストライキ (Suhong Chae)
- 第9章 企業の所有形態はどう重要か——南ベトナムにおける縫製・製靴工場の労働条件—— (Jee Young Kim)
- 第10章 台湾におけるベトナム人海外就労者の搾取的な採用過程と労働条件 (Hong-zen Wang and Danièle Béalnger)

分担執筆による10の章のうち5つの章が、外資企業または輸出企業での労使関係とストライキを、そ

れぞれ異なった角度から題材にしている。その他の章がそれぞれ、過去の労働運動史、国有企業と手工業部門での労使関係、海外就労をテーマにしている。

第1章は、一般には中国研究者として名の通っているAnita Chan（编者）による導入である。ここでは、ドイモイ以降の経済成長に触れながら、ベトナムでの急速な都市化と工業化は、産業労働力の成長なしには起こり得ないということが、本書のテーマ設定の前提であると簡潔に述べられている。Chanは、ここでわざと労働者を、ドイモイ下の新たな「労働者階級」（this new “proletariat” under *Doi Moi*）と表現しているが、これは、ベトナムが社会主義国を自称している文脈を念頭に置くためであり、また国有企業労働者が、依然として中途半端な位置付けにあることを示唆するためであるという。

第2章は、1947～75年の南ベトナムの労働運動史を、当時南ベトナム最大の全国中央組織であったCVT（Confédération Vietnamiennne du Travail）と、その指導者であった反共労組活動家チャン・クォック・ビュー（Tran Quoc Buu）の活動を軸に論じている。アメリカ大使館やCIAを後ろ盾とし、サイゴン政権との決定的な対立を避けながらも、戦闘的労働運動を主導したCVTの激しい浮き沈みが刻々と叙述される。まず解放前の南ベトナムで戦闘的な労働運動が展開されていた事実を示し、さらに、政治権力からの独立を主張しながらも次第に政治へ深く関与していったCVTが、政治権力への妥協的態度を強めていったことを、サイゴン政権との共存のジレンマとして描いている。筆者Wehrleは、南ベトナムでの労働運動の経験は、今日につながる労働運動の行動主義の土壌を一定程度つくったと主張するとともに、全国中央組織が政治権力と労働者との間にはさまれるジレンマの状況は、現在、共産党政権の統制下にある全国中央組織VGCL（The Vietnam General Confederation of Labour）にもいえるとしている。

第3章は、現在の国有企業における労使関係を、労働者への利益配分と、労働者参加の側面から論じたものである。国有企業において、労働者への利益配分や従業員大会を通じた労働者の経営参加が、依然としてかなり残っていることを明らかにしてい

る。筆者Karadjisは、経営の論理から問題にされる、労働者への高い分配率や余剰労働力の保持も、国有企業の社会経済的役割からみるべきだとしている。国有企業経営の非効率性を問題視する主張が、国有企業における労働条件の搾取の程度の低さ（less exploitative working conditions）にはあまり注目していないと指摘している。そして、社会主義志向や国有企業の主導的役割を主張する共産党内のいわゆる「保守派」も、国有部門における社会経済領域の積極的役割が存在している現実を反映しているとみるべきだとしている。

第4章は、紅河デルタの工芸村（lang nghe）での現地調査にもとづいて、現在のベトナムでの労働力移動の特徴と、手工業部門での労使関係を分析したものである。Leはこの論考でまず、ベトナムの労働力移動の特徴として、農村間移動をあげている。そして、ドイモイ後の伝統的な手工業部門の復興と発展のなかで、農村間の労働力移動や女性労働力の手工業部門への参入を伴った、複雑な分業構造が形成されている事実を明らかにしている。またこうした手工業部門の労使関係においては、低い労働条件にもかかわらず、師匠・徒弟関係に擬制されたパトロン・クライアント関係などによって、労働者の搾取が隠ぺいされ、労働者の不満の表出が抑えられているとしている。

第5章から第9章は、ドイモイ以降に本格的に発展している近代的工業部門での労使関係を扱っている。第5章は、CSR（Corporate Social Responsibility）の普及に注目しながら、縫製業をはじめとして世界的なブランド製品を委託製造する輸出企業における労使関係を論じたものである。Tranは、ベトナムにおけるCSRが、企業による慈善活動以上の理解がされていないことを指摘しつつ、他方で、ILOと連携した政府やVGCLによって、政労使三者協議制の制度化がすすめられていることを明らかにしている。しかし現在、三者協議制が機能していない大きな理由に、使用者団体に使用者を代表している実態がないこと、労働組合の末端組織に団体交渉力が欠けている点をあげている。

第6章は、旧ベトナム共和国（いわゆる南ベトナム）時代と現在のストライキの形態と結果を比較検討している。旧ベトナム共和国でのストと異なり、現在のベトナムでのストは、街頭での示威行動、幅

広い社会層からの支援を伴わず、労働組合のインシニアティブによらない最低限の組織と計画によって自然発生的に起こっているという。また、労働者に敵対し時として暴力で応じていた旧ベトナム共和国当局と異なり、現在のベトナム当局者は、労働者によるスト関連法規の違反を許容し、時として労働者の側に立って、企業の法律違反や労働者の権利侵害を責めているという。筆者Kerkvlietは、こうした当局の姿勢は、共産党政権が、労働者を不可欠な支持層とみなしているからであるとしている。労働者の要求が企業内の労働条件に限定されているかぎり、当局者は非合法ストを許容するが、しかしその許容範囲を超えれば、当局者の姿勢が敵対的に転換する可能性もあるとしている。

第7章では、中国とベトナムでのストライキの内容と労使紛争処理法制を比較し、労使紛争に対する両国当局者のスタンスの違いを考察している。Chanによれば、ベトナムでは賃金をはじめとする法定基準が非常に低いいため、労働者の要求が法定基準以上の賃上げという形をとっているが、中国では比較的高い法定基準の履行が労働者の要求になっているという。また法制度の違いについて、ベトナムでは、集団的労使関係の概念を認め紛争処理手続きを厳密にしつつ緩い運用をする——当局者が違法ストをした労働者の側に立って使用者と交渉する場合もある——立場（“harsh laws, soft implementation”）をとり、中国では、すべての紛争を個別的労使紛争として解決を図りストの法的地位を曖昧にしたまま、運用を厳密にする——機動隊を送り込んででも山猫ストを鎮圧する——立場（“soft laws, harsh implementation”）をとっていると分析している。ベトナムの現状については、非合法ストでも、労働者寄りの当局者の介入によって、わずかな個人的リスクで、高い成果を得られることから、煩雑な法定手続きを無視した自発的ストが後を絶たないとされる。

第8章、第9章では、ストライキが外資企業に集中している理由が、他の国内企業と比べて外資企業での労働条件が悪いからであるとする通説的な理解に対して、スト原因の実証的分析を試みたものである。Chaeの論考は、労働条件が下降局面にあっても、工場内の多様な当事者関係において仲介役（middleman）を担うことができるベトナム人労働

者の存在により、外国人経営者に対する労働者の抵抗を和らげることもあることを、外資系合弁企業の事例によって示している。労働者にとって重要な様々な社会関係を操ることで、外国人経営者が、工場内のヘゲモニーを握ることができる場合もあるとしている。

またKimの論考は、統計分析の手法を用いて、労働条件や、監督者による権利乱用、労働組合や経営者の苦情処理能力などについて、外資企業と他の企業に有意な違いがあるかを検証している。労働条件は、企業の所有形態別に実質的に大きな差はないが、国有企業の給与システムの方が、労働者の意欲を駆り立てる出来高制などの仕組みが精緻に組み込まれているという。他方で、労働者の苦情に対する敏感さについて、国内企業の方が外資企業より注意を払っているという。こうした結果から、Kimは、経営者が労働者の不満を素早く処理できるかどうか、ストライキを回避するための重要な要素であると主張している。

第10章でWang and Bélangerは、ベトナムと台湾での海外就労仲介業者の活動や台湾での労働条件を詳細に調査し、海外就労の実態を明らかにしている。仲介業者への支払いが多額になるため、労働者は収入を得るために長時間労働を強いられること、仲介業者への支払いが就労の初年度に集中するために、労働者が就労期間を完遂することに仲介業者が関心をもたないばかりか、労働者の早期帰国や強制送還により新たな労働者を繰り返し仲介することから利益を得ている、といった非常に搾取的な実態が明らかにされている。

## II 本書へのコメント

ドイモイ以降のベトナムにおける社会経済変動は、アカデミックな関心を引きつけ、農村研究をはじめとして、すでに多くの研究がなされてきた。しかし、近代的工業部門での労働問題がすでに1990年代中頃から注目を集めていたにもかかわらず、労働研究としてアカデミックな検討が本格的になされることは少なかったといえる。ベトナムの労働研究は、新興国の労働市場や労働組合に関する比較研究の一部として、概略的に取り上げられるにすぎないこともしばしばであった。こうした研究状況からす

れば、労働問題の様々な側面を捉えた研究の成果が、一般に入手しやすい単行本として刊行された意義は大きい。

他方で、本書にはいくつかの限界もある。ここでは大きな問題にだけ触れておきたい。第1に、本書には、全体をまとめる章が欠けている——第1章は各章の概説にすぎない——。本書は全体として外資企業や輸出企業の労使関係の考察に比重が大きいものの、国有企業、手工業部門から海外就労まで幅広くテーマを選んでいる。しかし各章の個別具体的な記述から、ベトナムの労働問題の全体像をどのように捉えるかのアイデアが提示されていない。戦後1970年代頃までの日本の労働研究が視野に入れていたように、大きな社会変動を伴う高度成長期の労働研究には、社会経済的な視点が欠かせない。たとえばベトナムでは、国有企業の労働者と、新興の外資企業や国内民間企業の労働者とは、社会的属性——年齢、学歴、都市・農村の出自の違い、親の職業、自身の職歴など——が異なっている。いまだに企業の所有形態ごとに労働市場の分断が強く残っている。分断されたそれぞれの労働市場が、どのような社会層やその経済的境遇との関係で形成されているのか、高度経済成長下の社会変動の文脈のどこに位置付けられるのか、そうした視点も労使関係を論じるうえでは必要である。国有企業と手工業部門を取り上げた第3、4章では、前者で労使関係の社会的側面、後者で農業・農村の社会経済的背景に関する考察があって興味深い。そうした視点は、本書全体としては共有されていない。農業集団化からそ

の解体に向かうダイナミズムを描いたことで著名な Kerkvliet が加わっていないながら、より広い社会経済的視野で労働問題全体像を捉えることが試論的にもなされていないことは残念である。

第2に、本書では2000年以降の労働問題に関わるいくつかの重要な現象について言及がない。なかでも地方工業化の一定の進展を背景に、2005年頃から大都市の労働市場で深刻化するようになった労働力不足や、農村出身青年労働者が実家農村から通勤する就労形態の出現は、労使関係の在り方にも大きく関わる重要な現象と考えられる。

本書で最新の労働研究の成果がまとめられたことをきっかけに、今後、新しい現象への分析をも踏まえながら、労働研究からベトナム社会経済論を捉えようとする、より野心的な研究が展開されることを期待したい。

#### 文献リスト

- GSO (General Statistical Office) 2011. Labour And Employment Survey Data Warehouse. (<http://www.gso.gov.vn/khodulieuldvl/>, 2012年3月12日アクセス).
- MoLISA (Ministry of Labour-Invalids and Social Affairs) 2006. *Statistical Data of Employment and Unemployment in Vietnam 1996-2005*. Ha Noi: Labour-Social Publishing House.

(東京大学大学院総合文化研究科学術研究員)